

「社会的ジレンマ問題」 としての監査の品質管理体制： エッセンスの再吟味

田 口 聡 志

- I はじめに
- II 監査人の自主規制に関する実験研究：先行研究のサーベイ
- III エッセンスの再吟味：社会的ジレンマ問題解決のための私的懲罰と第3者懲罰
- IV 比較衡量の基本的考え方：自主規制と第3者規制の比較はそもそも可能か？
- V 現実的な解決策を巡って：共同規制と「リワード」の可能性
- VI 本稿の纏め

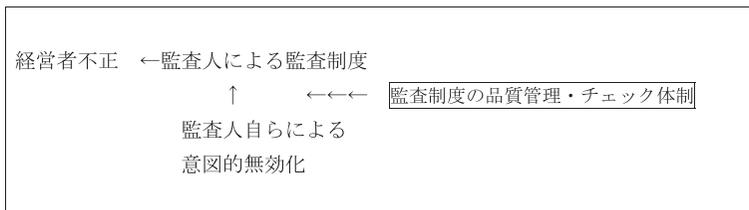
I はじめに

本稿は、田口（2013 a, b）の続編として、監査の品質管理体制、中でもその主体の問題に焦点を当て検討を行う。

近年の会計不正は、単に「会社（経営者）が悪い」ということだけでなく、「それを本来チェックすべき監査人が、意図的に監査機能を無効化してしまっていた」ということが大きな問題となっている。このことからすると、そのような監査人の意図や行動を、何らかのかたちで牽制・防止するための品質管理の仕組みが重要になる（図表1）。

この点について、本稿では、特に品質管理体制の中身ではなく、むしろその体制を運用する主体に注目する。つまり、誰が監査の品質管理を行う体制になっているのかという問題である。もちろん、直接的には、どのように監査人の意図的無効化に対処するかという点が重要になるが、その前提として、誰が仕組みを動かすのかという側面に焦点を当てるのが究極的には重要となるからである。

図表1 経営者不正、監査制度、品質管理体制の関係



※筆者作成。

現実の問題としては、たとえば、米国では、職業団体たる AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) による自主規制から、近年、PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board) の登場により、公的規制 (第三者規制) が台頭し、これまでの自主規制のあり方が大きく揺らいでいる。この現実的な流れからしても、この問題を取り扱うことには大きな意義があるといえる。

そして、田口 (2013 a, b) では、公認会計士監査における米国の事例をもとに、監査人自らが監査の品質管理体制の主導権を握るのがよいのか (自主規制)、それとも第三者が主導権を握るのがよいのか (第三者規制) という問題を検討したアーカイバル分析、実験分析の先行研究をサーベイした。本稿では、ここでの議論を更に発展させるかたちで、主に実験分析を中心にして、今後の方向性を再吟味することにしたい。

以上の問題意識から、本章では次のような流れで議論を進めていく。まずⅡで、田口 (2013 a, b) の議論を再確認する。それを承げるかたちで、Ⅲでは、田口 (2013 a, b) の議論を再吟味することで、この問題のエッセンスをシンプルに捉えるための方策について述べる。Ⅳでは、比較検討にあたって検討すべき論点を整理する。Ⅴでは、現実的な解決のために考えうる新たなアイデアを提示し、Ⅵでは、本稿のまとめを行う。

Ⅱ 監査人の自主規制に関する実験研究：先行研究のサーベイ²

本節では、田口 (2013 a, b) をもとに、先行研究のうち実験的手法を用いたものの内容と特徴、そして限界をまず確認することにしよう。監査人の自主規制問題に関する監査の実験研究としては、たとえば、Grant, Bricker, and Shiptsova (1996) がある。Grant et al. (1996) は、監査人の自主規制のエッセンスを、監査の品質管理の視点からゲーム理論でいう公共財供給ゲームの文脈で捉え、社会的ジレンマ問題として取り扱っている。

具体的には、まず①複数の監査人の存在を前提とし、②各プレイヤー (監査人) は、各期においてどれだけの質の監査を提供するか、というゲームをプレイする。つまり、公共財供給ゲームで各プレイヤーが拠出する金額を、「監査の質」に置き換えたモデルになっており、ここでの監査人の意思決定変数は、「監査の質」(努力水準) である。そして、③クライアントが支払う監査報酬の総額は、監査人が提供する質の総量 (業界全体の監査の質) で決定され、④クライアントが支払う監査報酬総額が決定した後に、それが個々の監査人に均等に配分される、という設定が置かれる。つまり、監査人が稼ぐ

1 米国の事例の詳細は、田口 (2013 b)、および、そこでの参考文献を参照。

2 本節の記述は、主に田口 (2013 a, b) を参考にしている。

3 ゲーム理論でいう公共財供給ゲームについては、たとえば Camerer (2003) や Croson (2010) を参照。

監査報酬は、すべての監査人の監査の質の総量に依存するという設定がおかれている。なお、この均等分配性は、公共財供給ゲームではノーマルな設定であるが、しかし、現行の監査報酬の形態を考えると、「監査報酬が個々の監査人に均等に配分される」という説明には少し違和感がある。これは、後述するように Grant et al. (1996) のモデルが、監査の品質を監査報酬と関連させていることからくる説明であると考えられるが、しかしながら、たとえば現行の米国の監査報酬は、企業と監査人との間の契約により自由に価格付けができ、AICPA のメンバー内でも監査報酬は異なるから、この Grant et al. (1996) の説明は、現実的視点からすると違和感がある。この点は後述する。

そして、このような設定のもとでは、皆が「高品質」の監査を提供したほうが社会全体としては望ましいにもかかわらず、個人レベルでは、他のプレイヤーにフリーライドして「低品質」の監査を提供するほうが合理的戦略となり、かつ均衡となってしまう、という監査の品質に関する社会的ジレンマ問題が生じてしまうことになる。監査の品質管理が適切になされないこの状態は、まさに I で述べた「監査人自らによる意図的無効化」である。よって、ここで、それを防止する何らかの規制ないし体制が必要となる。

そこで、Grant et al. (1996) は、監査人の自主規制 (professional self-regulation) をゲームに導入する。ここで、監査人の自主規制がある場合とは、次のような設定をいう。すなわち、①各プレイヤーは、自主規制の職業団体 (coalition) に所属するかしないかの意思決定ができ、②所属にはコストがかかり、一度所属すると高品質の監査を提供し続けなければならないが、③この機関に所属することで、個別には得られない評判を獲得することができ、その結果、より高い報酬が分配される⁴。

そして、Grant et al. (1996) は、このような自主規制への参加というオプションがある場合とない場合を実験的に比較している。その結果、まず、そのような参加オプションが存在しない場合は、理論の予測どおり社会的ジレンマ状況が達成されてしまう。つまり、監査の品質管理は上手くいかず、多くの監査人が低品質の監査を選択してしまう。これに対して、参加オプションが存在する場合、監査人は自主規制機関にコストをかけて参加し、高品質の監査を提供する。このように自主規制への参加オプションを設けることで、監査の品質管理に関する社会的ジレンマ問題が解消されるという結果を示している。

このように、Grant et al. (1996) は、現在の自主規制のあり方について興味深い知見を示している。そこで、Grant et al. (1996) の実験結果を、本章の問題意識に引き寄せて整理すると、以下の2点が重要となる。

4 つまり、この基本エッセンスは、財の品質に関する情報の非対称性の存在を前提とした、逆選択 (adverse selection) 問題の集団的解消といえる (集団的シグナリングとしての自主規制)。ここでのモデルパートについては、(直接 Grant et al. 1996 を引用しているわけではないが) たとえば瀬下 (2008) などが参考になる。

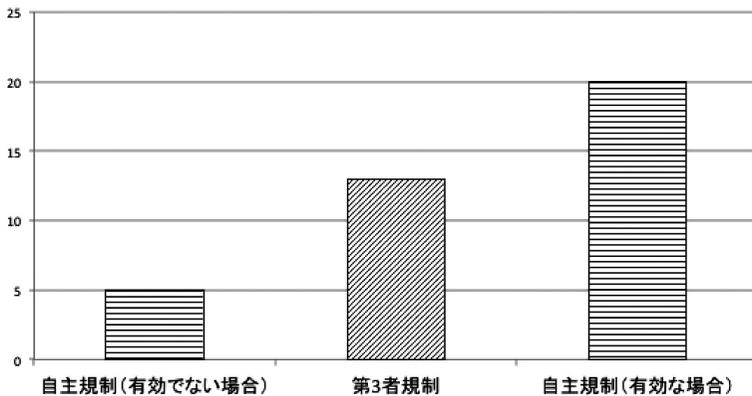
第1は、機関への所属が強制ではなく、自主的な判断に任せられるとしても、そのようなオプションを監査人側が有する場合に、監査人自らがそのようなオプションをコストを払って行使するという点である。これは、強制されずとも自主的に監査の品質を高めるという方向にプレイヤーが向かうという点で、興味深い結果である。そして、このようなことが起こるのは、結局、所属するか否かが（職業集団全体のシグナリング効果により）監査報酬にダイレクトに効いてくるからである。

第2は、逆に、監査報酬メカニズムが有効に機能しない場合（自主規制への参加・不参加、ないし、監査の品質の高低と、監査報酬とが直接関連しないような条件）は、自主規制が上手く機能しない可能性があるということである。すなわち、Grant et al. (1996) の重要なカギは監査報酬であり、(Grant et al. 1996 自身は直接分析を行っていないが、しかし) 監査報酬との関連性の強弱により、自主規制の有効性が異なってくるものと思われる。これは、現実世界に対して、以下のような2つのインプリケーションを有する。まず、たとえば、①日本の監査環境について、(現在は少しずつ変わってきているといわれているが) 相対的には監査報酬が平準化しており（低値安定状態）、かつ、監査報酬は、監査法人側の要因（品質や評判）というよりは、もっぱら会社側の都合（会社の予算や業績等）のみで決定される場合が多いといえる。このように、「監査報酬の価格決定メカニズム」が適切に機能していない環境下では、実は、自主規制が有効に機能するとはいえない可能性がある。実際、日本の自主規制機関が特に重要な役割を果たしてこなかった（果たさなくてもよかった）のは、実はこのようなメカニズムがその背後にあったのかもしれない。また、②米国の監査環境について、自主規制が第三者規制に大きく取って代わられてしまったのは、米国の会計事務所間における監査報酬の過大な値下げ競争（ローボーリング）により、監査報酬の価格決定メカニズムが適切に機能しなくなり、その結果、監査の品質や自主規制機関への所属の有無と、監査報酬とが連動しなくなってしまっていたことによるのかもしれない。米国では、日本とは逆に、適正価格を反映しない、行き過ぎた競争が起こってしまったため、価格と密接にリンクした集団的シグナリング効果が機能しない状況に陥ってしまい、その結果、自主規制の有効性にゆらぎが生じてしまったと考えることができる。

以上を踏まえると、自主規制が上手くいくのは、監査報酬の価格メカニズムが適切に機能し、監査報酬と監査の品質とが連動する場合のみ（つまり、監査の需要と供給の市場原理が有効に機能する場合のみ）であるというのが、Grant et al. (1996) から得られる「裏の」（本人たちは主張していないが、モデルの特徴からいうことのできる）インプリケーションであるといえる。

Grant et al. (1996) の分析は、自主規制のみの分析であり、第三者規制と直接比較しているわけではないが、このことから、本稿での「自主規制か、第三者規制か」という

図表2 Grant et al. (1996)を前提にした場合の監査の品質管理体制における自主規制対第三者規制のイメージ図



※筆者作成。

問題を考えるならば、それはまず自主規制の有効性に依存して決まるといえるし、また、その有効性は、監査報酬メカニズムの有効性とも関連しているため、単純な二項比較では決まらない複雑な問題であるといえる。イメージを図にすると、図表2のようになる。

図表2に示されるとおり、自主規制のパフォーマンスには「ブレ」があり、自主規制を有効に機能させるためには、価格メカニズムを適正にすればよいということになる。

しかしながら、現実には自主規制機関（米国であれば、AICPA）の会員の中で、監査の質に差があり、報酬差もあるという事態が生じてしまっている。つまり、いままさに問題になっているのは、Grant et al. (1996)の設定にあるような、自主規制団体に所属する者と所属しない者との間での品質差や監査報酬差ではなく、むしろ、自主規制団体の内部での差異である。このように、AICPA所属の監査人の中でそのような品質格差が生じてしまっているからこそ、現在のような問題が生じてしまっているといえるため、われわれが検討すべき真のリサーチ・クエスチョンは、実は、「自主規制団体に所属している監査人の中で、品質格差が生じてしまっているのはなぜか?」、もしくは、「また、その差異を解消するにはどうしたらよいか?」ということであるように思われる。

結論的には、筆者は、自主規制団体内部での「浄化システム」、つまり、低品質の監査人を罰したり、追放したりするようなシステムが有効に機能していないからこのような問題が生じているし、またそのようなシステムを有効化することが問題解決に繋がるものと考えているが、この点をⅢで検討しよう。

Ⅲ エッセンスの再吟味： 社会的ジレンマ問題解決のための私的懲罰と第3者懲罰

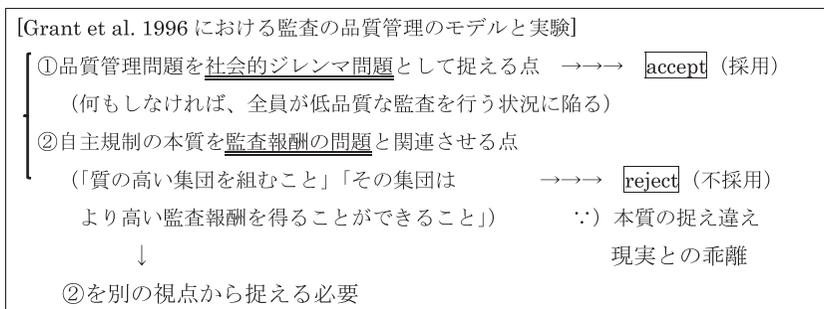
Grant et al. (1996) は、監査人の品質管理に係る自主規制の問題を、公共財供給ゲームとして、そして特に、監査の品質管理の失敗を社会的ジレンマ問題（フリーライド問題）として捉えた。この点は大きな貢献といえる。しかし、以下については、再吟味の余地がある。

すなわち、先に述べたとおり、Grant et al. (1996) は、監査の品質管理の問題を監査報酬と関連させて、公共財供給ゲームのモデルを考えていた。しかしながら、そうすると、監査の品質管理における自主規制の有効性の問題は、自主規制団体の内外の監査報酬メカニズムの有効性の問題にすり替わってしまう。ここで、このようなすり替えが起こってしまうのは、Grant et al. (1996) のモデルが、自主規制の本質を、「品質の高い集団を組むこと」、「そしてこの集団は、より高い監査報酬を得ることができること」、つまり、自主規制団体の中と外での品質・報酬格差問題（自主規制団体に所属するか否かの問題）と捉えてしまっているからである。

更に、このように団体内外の監査報酬メカニズムの問題として捉えてしまう弊害は、ゲームの設定に関する説明が、現実と乖離してしまうことである。すなわち、先に述べたとおり、公共財供給ゲームのリターンの均等分配性において、違和感のある説明（「監査報酬が一律均等に分配される」という現実の報酬形態と異なる説明）しかできなくなり、モデルと実験の現実的妥当性を損なうおそれがある。そこで、われわれは、Grant et al. (1996) のエッセンスを再吟味することにしよう（図表3参照）。

図表3に示されるとおり、エッセンスのうち、①品質管理問題を社会的ジレンマ問題として捉える点については、（何もしなければ、社会的ジレンマが生じ、監査の品質管理が上手く機能しなくなるという予測は、現実の制度の失敗の問題とマッチしているた

図表3 Grant et al. (1996) のエッセンスの再吟味



め)そのまま採用してもよいといえる。それに対して、②自主規制の問題を団体内外の監査報酬の問題と関連させる点については、上記で述べた弊害をさけるため、別の視点から捉え直す必要がある。それでは、「別の視点」として、一体どのようなものが考えられるであろうか。

ここで、現実世界に立ち返ってみよう。現実の問題になっているのは、自主規制団体の内部での差異である。よって、われわれが検討すべき真のリサーチ・クエスションは、「自主規制団体に所属している監査人の中で、品質格差が生じてしまっているのはなぜか?」「また、その差異を解消するにはどうしたらよいか?」ということである。

そしてそうであれば、低品質の監査を提供するような監査人を罰したり、追放したりするような「浄化システム」が有効に機能していないからこのような問題が生じているし、またそのようなシステムを有効化することが問題解決に繋がるものと考えられる。すなわち、「会計不正に関連する監査人の意図的な制度の無効化」という問題(図表1)を考える本稿の問題意識からすると、このような意図的無効化を図る監査人を事前に牽制し、また事後的に排除するという視点のほうが、むしろエッセンスとして重要であるといえよう。つまり、品質管理体制の問題を、「誰が質の低い監査人を罰するのか」(事前の牽制・事後の実効)という問題として捉えることが重要となる。

このように考えると、監査の品質管理における自主規制の本質は、むしろ、「質の低い監査(人)を自分たちの手で罰する(牽制する)」ことにあるし、第3者規制の本質は、「質の低い監査(人)を第3者が罰する(牽制する)」ことにあるといえよう。

そして、このようにエッセンスを捉え直すことのメリットは、大きく2つある。第1は、Grant et al. (1996)のように、監査の品質や自主規制の問題を、監査報酬と関連付ける必要がなくなることである。つまり、監査の品質問題に公共財供給ゲームを適用することによる Grant et al. (1996)の違和感のあった解釈・説明は、以下のように修正できる。まず、各プレイヤーの投資は、監査の品質を上げるための努力水準、また、投資の総量は、監査業界全体に対する社会からの評判として、それぞれ捉えられる。また、各プレイヤーに均等に分配されるリターンは、業界全体の評判から個々の監査人が得ることになる便益を指すと位置づけることができる。つまり、特にリターンについて、「監査報酬」と(無理に)いわずに、「評判」ないし「評判から得られる便益」というような、違和感のない説明が可能となる(そして、「評判」ということであれば、リターンの均等分配性についても、違和感のない、現実的妥当性を損なわない説明が可能となる)。

また第2は、実は、われわれは、監査人の品質管理に係る自主規制や第3者規制の問題を、社会心理学や実験経済学において多くの先行研究が存在する社会的ジレンマ問題

5 たとえば、山岸(1989)、渡部・森本(2008)、小川・川越・佐々木(2012)第15章、Croson(2010)、↗

の解決に関する「懲罰（パニッシュメント）制度」の問題に当てはめて分析できる点である。具体的には、まず一方、自主規制の問題は、社会的ジレンマの解決に関する「私的懲罰制度」を導入した場合の問題に当てはめて分析することができるし、他方、第3者規制の問題は、社会的ジレンマの解決に関する「第3者懲罰制度」を導入した場合の問題に当てはめて分析することができる。ここで、「私的懲罰制度」とは、公共財供給ゲームのあとに、ゲームのプレイヤー同士が互いに自主的に懲罰を与えることができる（但し、懲罰にはコストがかかる）仕組みをいう。他方、「第3者懲罰制度」とは、公共財供給ゲームのあとに、第3者がプレイヤーに対して懲罰を与えることができる仕組みをいう。

以上により、われわれは、この問題のエッセンスを、図表4のように捉え直すことが望ましいといえる。

私的懲罰に関する実験研究の代表例としては、たとえば、Fehr and Gächter (2000) (2003) が挙げられる。プレイヤーが合理的経済人であれば、コストをかけてまで私的懲罰は行わないはずである（し、それを見越したプレイヤーは、たとえ私的懲罰制度のもとでもフリーライドを行うはずである）。しかしながら、実際に実験を行うと、コストをかけた私的懲罰は頻繁になされるし、また、私的懲罰制度がある場合は、ない場合と比べて、明らかに各プレイヤーの貢献率は高まることが実験で明らかにされている。つまり、本稿の問題意識に引き寄せていうならば、自主規制の「質の低い監査（人）を自分たちの手で罰する」という仕組みは、監査の品質を上げることに大きく貢献するといえる。また第3者懲罰に関しても、同様の帰結が得られており（Fehr and Fischbacher 2004, Carpenter and Matthews 2004）、第3者規制の「質の低い監査（人）を第3者が罰する」という仕組みも、監査の品質を上げることに大きく貢献するといえる。

しかし、制度のパフォーマンスを考える上では、①単に貢献度の比較だけでなく、社会的コストも加味した制度の効率性を考えなければならないが、実際、私的懲罰制度

図表4 比較検討に当たり依拠すべきエッセンス

<p>[監査の品質管理体制]</p> <p>①品質管理問題を社会的ジレンマ問題として捉える（Grant et al.1996 と同じ）</p> <p>②品質管理体制を「誰が質の低い監査人を罰するのか」（事前の牽制・事後の実効）という問題として捉える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主規制→「質の低い監査人を自分たちの手で罰する」【私的懲罰制度】 ・第3者規制→「質の低い監査人を第3者が罰する」【第3者懲罰制度】
--

↘ 上條・竹内（2007）、ないし、Weber, Kopelman, and Messick（2004）などを参照。

6 なお、Fehr and Fischbacher（2004）は、公共財供給ゲームではなく、独裁者ゲームを用いた第3者懲罰制度の有効性を検証している。

のもとでは、貢献度は上がるものの、懲罰にかかるコスト分を加味すると効率性が上がるとは限らないことや、⁷ ②非協力者ではなく協力者を罰してしまうような反社会的罰（anti-social punishment）が発生するなどの弊害が生じることなども明らかにされている（Cinyabuguma, Page, and Putterman 2006, Nikiforakis 2008, Herrman, Thoni, and Gächter 2008）。つまり、単純にこれらの懲罰制度を導入したからといって、制度の効率性が上がるとは必ずしも限らないことも、これまでの先行研究で明らかにされている。⁸

ここで、これらの議論をわれわれの問題意識に引き寄せて考えてみると、留意点は、以下のとおりである。

まず、どちらの仕組みも各プレイヤーの貢献度を上昇させる一方、効率性の低下や反社会的罰の発生等様々な弊害が存在することが明らかにされており、制度導入の全体的な効果については、より踏み込んだ分析が必要になる。また結局、どちらのほうにより望ましい仕組みなのかという直接的な比較検討は、これまでなされていないことである。よって、同じ前提のもとで、両条件における各プレイヤーの貢献度や効率性を比較するような実験が望まれる。

なお、上記の先行研究でいう第3者懲罰は、実は、間接互惠性の検証のために、「あるゲーム A のプレイヤーではないが、別のゲーム B のプレイヤーである β が、自分が参加していないゲーム A の結果に対して、（A に参加していないという意味での）第3者として懲罰を行うかどうか」という構造になっている（つまり、プレイヤー β は、ゲーム A に参加していないという意味では「第3者」であるが、同じ形態のゲーム B に参加しているため、公共財供給ゲームに参加しているという意味では「第3者」ではない。この時、プレイヤー β には間接互惠性が効いてしまい、別のゲーム A の不公平行動に対しても、懲罰をしてしまうという行動が観察される）。よって、同じく「第3者」といっても、ここでわれわれが分析すべき監査の品質管理における PCAOB が採る構造（プレイヤー β は、ゲーム A だけでなく、ゲーム B にも、またそれと同様の構造のゲームにも全く参加していないという構造）とは大きく異なるため、上記の先行研究の結果を、そのままわれわれの問題に当てはめることはできない。

更には、そもそも単純に、両者の貢献度や効率性を比較することに意味があるのかどうかについても、実は考えなければならない。特にこの点は、われわれの問題意識から

7 なお、長期（繰り返しゲーム）の状況では、私的懲罰制度は、制度がない場合と比べて、貢献度と効率性のいずれも上昇させるという研究もある（Gächter, Renner, and Sefton 2008）。しかし他方で、Ambrus and Greiner（2012）は、長期の場合であっても、不完全公的観測のもとでは、異なるパターンが観察され、効率性が低下する場合があることを示唆している。

8 懲罰コストを誰が追うのか、懲罰を適切に行わないプレイヤーをどのように規律付けるのかという問題は、2次的ジレンマとして知られている（渡部・森本 2008 等）。なお、渡部・森本（2008）は、自主規制と第3者規制をソフトローとハードローという法の性質からも分析しており、極めて興味深い。

9 間接互惠性とは、自分に即座に直接的な見返りはないものの、間接的、長期的に見返りがあることを見越して協力することをいう。

すると、極めて重要な本質的な論点であるため、IVで詳細に述べる。

IV 比較衡量の基本的考え方： 自主規制と第三者規制の比較はそもそも可能か？

前節のように問題のエッセンスを再吟味することで、われわれは、問題の本質に少しではあるが接近することができた。そしてここから先のステップとして、更に問題の本質に近づくために、両者の比較衡量について重要となるポイントはなにか考えてみよう。それは大きく2つある。¹⁰

第1は、存在意義の次元が異なる可能性を考慮すべきことである。すなわち、これまでの議論を踏まえるに、実は、監査の品質管理体制という文脈における自主規制と第三者規制とでは、そもそも達成すべき目的が違うのではないか、つまり、単純な公共財供給ゲームにおける貢献度や効率性の議論とは異なる視点が必要となるのではないか、という素朴な疑問が生じる。

すなわち、まず自主規制は、監査人が社会にプロフェッションとして認識してもらうための「看板」的な仕組みともいえる。つまり、あくまで社会からそのように認知してもらうことを目的とした外観的な制度である可能性がある。たとえば、友岡(2010)によれば、英国の歴史においては、社会からの「如何わしい」「無能」というイメージを払拭しプロフェッション像を確立するために、会計士は職業団体を設立しその中で自主的に種々の規制の整備を進めていったという。つまり、このような自主規制の仕組みは、「対社会」という視点が大きい意識されていたことが歴史的にも理解できる。¹¹よって、そのような「看板」的な制度に、「看板」以外の役割を期待してはいけないし、「看板」以外の側面を定量化し測定しても、実はあまり意味が無いといえる。

これに対して、第三者規制は、監査の実質面の手続的な話（実際上の議論）であり、自主規制のような「看板」的な意味合いではなく、もっぱら実効性や有用性のみが積極的に問われる仕組みと位置づけることができる。

そしてそうであるとすれば、米国において、歴史的に「看板」(AICPAによる自主規制)が揺らいだことに対する改善措置として、第三者規制を強化した(PCAOBを設立

10 ここでは敢えて1つとしてカウントしないが、実験実施上は、他の要因を適切にコントロールすることは、極めて重要となる。つまり、自主規制(私的懲罰制度)と第三者規制(第三者懲罰制度)を比べるとしても、それらの前提となる要因を等しくしておく必要がある。たとえば、一口に第三者規制といえども、色々なやり方があると考えられるので、どのようなものを第三者規制として念頭に置くのかを、自主規制の場合と合わせる(比較軸を上手く合わせる)ようなモデルおよび実験上のコントロールが求められる。

11 このほか、自主規制の外観性については、社会契約論的立場からゲーム理論を用いた分析を行っているGaa(1994) Chapter 3なども合わせて参照。

した）ことは、実は政策的には適切な対応ではなかったといえる。むしろ、必要であったのは、自主規制の強化だったのではないだろうか。

そして、この問題を敷衍すると、「もっぱら監査の品質向上のために、それを第3者がチェックする仕組みが必要」とする第3者規制の発想（PCAOB）では、以下のような無限連鎖に陥ることが予想される。つまり、監査のチェックのためには、監査の監査が必要とされ、そのチェックのためには、監査の監査の監査が必要になる、という監査の無限後退である¹²。

財務諸表 ← 監査 ← 監査の監査 ← 監査の監査の監査 ← …

つまり、PCAOBが監査の品質をチェックするが（監査の監査）、しかし、そのPCAOBのチェックの品質管理のために、それをさらにチェックする仕組みが必要となり（監査の監査の監査）、それを更にチェックする…、と考えると、無限後退に陥ることになる。

そしてもし、このようなチェック機構の無限後退を想定するならば、これを止めるための、何らかの仕組みが必要となるが、もしかすると、これこそが自主規制なのかもしれない。すなわち、自主規制が、社会に対するプロフェッションとしての「看板」、つまり、「プロフェッションの監査だから、もうこれから先は安心できる（信頼できる）」と社会にシグナルを発する外観的装置であるとすると、自主規制は、このような無限後退の停止を社会に宣誓する手段となりうる。このように、無限後退を止めるための「看板」という役割を、自主規制は担っている可能性があり¹³、単純に有用性だけでは分析できない存在意義を有している可能性がある。

そしてそうであれば、単に事後的な「結果」（品質や効率性が実際に向上したか）だけを同一ディメンションで比較するのは意味がないことが分かる。特に自主規制については、結果に至るプロセスや、もしくは、そのような体制を採っていることそのものに対する社会からの評判や信頼度をみる¹⁴ことがむしろ重要になるだろう。

また第2は、規制の歴史性の考慮である¹⁵。特に、どのような経緯で当該規制が社会的に選ばれたか、誰がその仕組みを欲したのかという点は、現実的な問題としては極めて

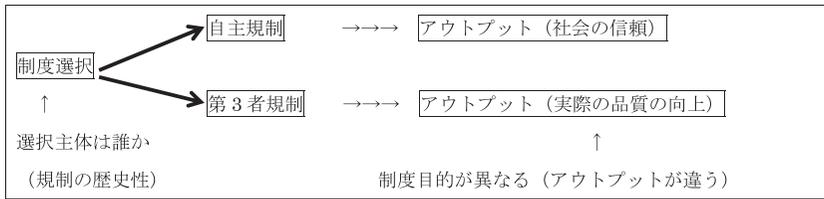
12 このような無限後退問題については、すでに田口（2013 a, b）でも指摘した点である。この点も含めた監査のこのような性質は、たとえば Power（1997）を参照。

13 但し、このように述べるからといって、「自主規制の場合には、事後的な結果としてパフォーマンス低下（貢献度や効率性低下）という意味での2次的・3次的なジレンマ問題が生じない」としている訳ではない。あくまで、ここで焦点を当てているのは、自主規制のもつ事前的な意味での社会の（プロフェッションへの）期待であり、無限後退が停止するのは、この社会の事前の期待によるものである。

14 そうであれば、主にアーカイバル分析でなされているような有用性比較は、実はあまり意味が無いことになる。それに対して、実験によれば、結果に至るプロセスや、社会からの評判や信頼度を計測することも可能であり、この点に則した分析が可能となる。

15 この点のアイデアの一端は、田口（2013 a, b）でもすでに指摘しているところである。

図表5 規制の歴史性と規制の次元の違いの整理



重要である。社会がこれまで歩んできた歴史が、その後の経済システムに大きな影響を及ぼすということは、現実世界でもしばしば観察されている。そうであれば、制度生成プロセスの違いは現在の制度に対して大きな影響を及ぼす可能性があるだろうし、一見すると同じに見える制度があったとしても、歩んできた歴史の違いがその実態や中身を大きく変えている可能性もある。このように考えると、制度が歩んできた歴史、ないし生成されていくプロセスの理解なしに、その制度の本質を知ることはできない¹⁶。よって、監査の品質管理体制のあり方を論じるにあたっては、そもそもどのような経路で体制が社会的に選択され、生成されてきたのか、また、誰がそれを必要としていたのか(いるのか) 検討することは重要であるといえる。

ここで、これまでの流れを整理すると図表5のようになる。

規制の歴史性ということについては、実は、実験経済学においても分析がなされている。たとえば、Sutter, Haigner, and Kocher (2010) や上條・竹内 (2007) は、公共財供給ゲームの実施前に、「制度選択ステージ」を作り、プレイヤーの自主的な制度選択とその後のプレイヤーの行動の違いを分析している。なお、これらの研究は、自主規制と第三者規制の選択問題ではないが、これらを基礎にして、図表5のような制度選択ステージを接続した公共財供給ゲーム実験も可能といえる。

またアウトプットに関して、自主規制の場合は、単にプレイヤーの実際の貢献度（監査の品質の努力水準）ではなく、それを社会（第三者）がどのようにとらえ、ゲームのプレイヤーをどれだけ信頼するのか、という分析が必要になる。実験においては、私的（もしくは第三者）懲罰制度付き公共財供給ゲームに対して、そのゲームを観察する「社会の眼」プレイヤーを想定し、その「社会の眼」プレイヤーからみた信頼を測定するという設定¹⁷での実験が考えられる。

16 制度研究における歴史の重要性については、Grief (2006) や Pierson (2004) などを参照。

17 なお、ここでは、「社会の眼」からどのように評価されるかということが問題になっているが、逆に、「社会の眼」や「他者の眼」があったとき、見られている側の行動がどう変わるのか、という効果も気になるところである。この点について、たとえば、Bateson, Nettle and Roberts (2006) は、フィールド実験により、人々は、「他者の眼」の有無により、誠実に行動するかどうかが変わる（具体的には、セルフ式の喫茶コーナーで、「他者の眼」のポスターがある場合とない場合とで、正しい料金を箱に入れるかどうかの行動が有意に変わる）ことが明らかにされている。つまり、人間は他者の眼に敏感に反応する心のメカニズムを有していることが、実験から示唆される。このように、「社会からの眼」があるときに（現実的には、「社会からの眼」を、いま以上に監査人が意識しなければならないような何ら

V 現実的な解決策を巡って：共同規制と「リワード」の可能性

では最後に、結局現実にはどうしたらいいのか、という点について、いくつか新しいアイデアを提示することにしよう。つまり、上述のとおり、監査の品質管理体制の枠組みの中での自主規制か第三者規制かという問題は、一筋縄ではいかないし、単純な二者択一の問題ではないことが分かるが、ここで、現実的な解決策としては、一体どうしたらよいのだろうか。そのアイデアは2つある。

第1のアイデアは、両者の「いいところどり」である。すなわち、自主規制か第三者規制かという問題を検討していく中で、両者の「いいところどり」はできないのかということが素朴な疑問として湧いてくる。つまり、（当面、歴史性はおいておくとしても、両者の次元の違いの問題に関連して）社会に対する「看板」と実効性の両立を図ることのできる新たな仕組みが構築し得ないかが問題となる。この点に対して、結論的には筆者は、共同規制という新しい仕組みが、1つの方向性としてあり得るのではないかと考えている。以下、そのアイデアの一端を提示することにしよう。

共同規制は、現在、インターネット政策における新たな規制のかたちとして注目されているスキームである（池貝 2011）。具体的には、インターネットの世界では、第三者規制のような強い規制は、利用者の利便性確保の観点からあまり望ましくないが、他方、自主規制は、参入企業の流動性や分散性が高いためそのエンフォースメントに失敗してしまったり、もしくはそもそも団体形成が難しいという場合もある。そこで注目されているのが共同規制である。これは、自主規制と第三者規制の両方により構成されるスキームであり、公的機関と産業界が、特定の問題に対する解決策を共同で管理するものである（池貝 2011, p.25）。その形態は多様だが、インターネットの世界では、通常、「政府による規制を受ける自主規制」というスキームが採られる（池貝 2011, p.44）。つまり、以下のような形態である（ここでは便宜上、「共同規制タイプ1」とよぶ）。

[自主規制] ← [第三者規制] ・ ・ ・ (共同規制タイプ1)¹⁸

しかし、このような形態は、先に見たように、第三者規制の実効性を担保するための「第三者規制の規制」が必要になるという無限後退に陥ってしまうという問題点を有するし、更には、自主規制が、監査人を監査人たらしめる「看板」を担っているというこ

、かの「仕組み」を構築した時に)、監査人の行動がどう変わるのかも、本稿の問題の「裏」の課題として興味深い。

18 このようなスキームは、実はまさに現在の日本が採っている形態であるし、従来の米国が採っていたスキームであるといえる。

とを無視した仕組みになってしまっている。つまり、以下のような無限連鎖が起こってしまう恐れがある。

[自主規制] ← [第3者規制] ← [第3者規制の規制] ←…

ここで、われわれには、次のような発想の転換が求められる。すなわち、同じ共同規制といっても、第3者規制を自主規制が支えるような新たなスキームである（これを便宜上、「共同規制タイプ2」とよぶ）。

[第3者規制] ← [自主規制] …… (共同規制タイプ2)

この「共同規制タイプ2」は、監査の品質管理の文脈でいえば、（そして米国の事例でいえば）PCAOBの検査を、AICPAが支えるような形態であり、これなら「看板」と実効性の両立を図ることができ、かつ無限後退の問題に陥ることもないといえる。

もしくは、品質管理の対象ごとに（規制対象となる法人・事務所の規模や、監査対象となる企業の規模により）、自主規制と第3者規制を使い分けるというスキームもあり得るかもしれない。たとえば、社会からの信頼や社会的責任も大きい大規模監査事務所の品質管理には自主規制を、相対的に重要性の低いところには第3者規制を、というかたちで併用するならば、以下ようになる（便宜上、これを「共同規制タイプ3」とよぶ）。

[大規模監査事務所] ← [自主規制] } …… (共同規制タイプ3)
 [それ以外 (中小監査事務所)] ← [第3者規制]

もちろん、上記の共同規制については、その意味や有効性、ひいては、社会からの信頼についても、さらなる検証が必要となるのはいうまでもないが、このように、現実的な解決策を考える上でも、単なる二者択一の問題で考えるのではなく、様々な選択肢があり得ることを念頭に置きながら、制度設計を行う必要がある。

また、第2のアイデアは「リワード」の可能性である。先の議論では取り上げなかったが、社会的ジレンマの解決方法としては、実は、「懲罰（パニッシュメント）」だけでなく、「リワード」（reward）も有効であることが広く知られている（渡部・森本2008）。たとえば、Walker and Halloran (2004) は、コストをかけて相手の利得を増やすことのできる「リワード」を導入した公共財供給ゲーム実験において、その効果は、

私的懲罰制度の場合と変わらないことが明らかにされている。また、Sutter et al. (2010) は、懲罰制度とリワード制度のどちらかを選ぶことができる制度選択ステージ付きの公共財供給ゲーム実験を行い、多くのケースで、被験者は自主的にリワード制度を選択し、またその際の貢献度は、外生的に制度が与えられた場合に比して高いということが明らかにされている。

よって、現実的な解決策としては、「パニッシュメント」だけでなく、「リワード」も併用することで、より適切な品質管理体制の運用ができるものと考えられる。もちろん、この点の具体的な方策は、今後いろいろな角度から検討を重ねる必要があるが、たとえば、その際には、脚注17で述べたような「他者の眼」効果をうまく併用すると、このリワード制度の効果もより高まるかもしれない。そして、このリワード制度がうまく機能するようになれば、もしかすると、（自主規制が目指すところの）監査人の「社会からのプロフェッションに対する期待」に応えることになるという「よい循環関係」も構築されていくように思われる。

VI 本稿の纏め

本稿では、規制の運用の問題、特に会計不正の問題と大きく関連する監査の品質管理体制を運用していくために、監査人自らが主導権を握るのがよいのか（自主規制）、それとも第三者が主導権を握るのがよいのか（第三者規制）という問題について検討を行った。本稿で得られるインプリケーションは、次の3つである。

(1) 監査の品質管理の問題（監査人自らによる監査制度の「意図的無効化」）は、実は、ゲーム理論でいう公共財供給ゲームの社会的ジレンマ問題と類似した構造を有するが、先行研究とは異なり、品質管理のための規制を「誰が質の低い監査人を罰するのか」という問題として捉える必要があること。またそうすることで、「私的懲罰制度」（自主規制）と「第三者懲罰制度」（第三者規制）との比較という、社会心理学や実験経済学でなされてきた議論に行き着くこと。

(2) 但し、監査の品質管理体制という文脈でいうと、実はそもそも両者は次元が異なる可能性があるし、誰がその制度を付与したのかという歴史性も考慮に入れる必要があること。

(3) 現実的な解決策としては、たとえば、共同規制や「リワード」などがアイデアとして考えられること。

19 たとえば、企業からの投票による高品質な監査を提供した監査人に対する表彰制度や、何らかのリワードを付与するための品質認証・品質の格付け制度などが考えられるかもしれない。

※本稿は、科学研究費補助金基盤研究 C (研究課題番号：25380627)、挑戦の萌芽研究 (研究課題番号：26590080)、若手 A (研究課題番号：24683015)、および、全国銀行学術研究振興財団 2013 年度助成金の研究成果の一部である。

参考文献

- Ambrus, A. and B. Greiner. (2012) Imperfect Public Monitoring with Costly Punishment: An Experimental Study, *American Economic Review*, 102(7) : 3317–3332.
- Bateson, Nettle, and Roberts. (2006) Cues of being watched enhance cooperation in a real-world setting. *Biology Letters*, 2 : 412–414.
- Camerer, C. F. (2003) *Behavioral Game Theory*, Princeton University Press.
- Carpenter, J. P., and P. H. Matthews. (2004) Social reciprocity. *IZA Discussion paper series*, No.1347.
- Cinyabuguma, M., T. Page, and L. Putterman. (2006) Can second-order punishment deter perverse punishment? *Experimental Economics*, 9 : 265–279.
- Croson, R. (2010) Public goods experiments, In *Behavioral and experimental economics*, ed. S. N. Durlauf and L. E. Blume. Palgrave Macmillan : 221–233.
- Fehr, E, and S. Gächter. (2000) Cooperation and Punishment in Public Goods Experiments. *American Economic Review*, 90(4) : 980–994.
- Fehr, E, and S. Gächter. (2003) Altruistic punishment in humans. *Nature*, 415 : 137–140.
- Fehr, E. and U. Fischbacher. (2004) Third-party punishment and social norms. *Evolution and Human behavior* 25 : 63–87.
- Gaa, J. C. (1994) *The ethical foundations of public accounting*, CGA Canada Research foundation. (瀧田輝己 訳 (2005) 『会計倫理』同文館出版)
- Gächter, S., E. Renner., and M. Sefton. (2008) The Long-Run Benefits of Punishment. *Science*, 322 : 1510.
- Grant, J., R. Bricker. and R. Shiptsova. (1996) Audit Quality and Professional Self-Regulation: A Social Dilemma Perspective and Laboratory Investigation : *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, 15(1) : 142–156.
- Grief, A. (2006) *Institutions and the path to the modern economy : Lessons from medieval trade*, Cambridge University Press. (岡崎哲二・神取道宏監訳 2010 『比較歴史制度分析』NTT 出版)
- Herrmann, B., C. Thoni, and S. Gächter. (2008) Antisocial punishment across societies. *Science*, 319 : 1362–1367.
- 池貝直人 (2011) 『情報社会と共同規制－インターネット政策の国際比較制度研究——』勁草書房
- 上條良夫・竹内あい (2007) 「公共財供給ゲームと内生的制度選択－選択手続きとタイミングの影響に関する実験分析」『早稲田政治経済学雑誌』368 : 21–40.
- Nikiforakis, N. (2008) Punishment and counter-punishment in public good games: Can we really govern ourselves? *Journal of Public Economics* 92 : 91–112.
- 小川一仁・川越敏司・佐々木俊一郎 (2012) 『実験ミクロ経済学』東洋経済新報社.
- Pierson, P. (2004) Politics in time : History, Institutions, and Social Analysis. Princeton University Press. (粕谷裕子監訳 (2010) 『ポリティクス・イン・タイム－歴史・制度・社会分析－』勁草書房)
- Power, M. (1997) *The audit society : Rituals of Verification*, Oxford University Press. (國部克彦・堀口真司 訳 (2003) 『監査社会』東洋経済新報社)
- 瀬下博之 (2008) 「情報の非対称性と自己規制ルール」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』有斐閣, 第2部第2章, 123–152.
- Sutter, M., S. Haigner, and M. G. Kocher. (2010) Choosing the Carrot or the Stick? Endogenous Institutional Choice in Social Dilemma Situations, *Review of Economic Studies*, 77 : 1540–1566.
- 田口聡志 (2013 a) 「監査人の自主規制に関する実験比較制度分析へ向けて」百合野正博編『アカウントング・プロフェッション論』同文館出版, 第6章, 119–130.

- 田口聡志（2013 b）「アメリカのアカウントティング・プロフェッション」百合野正博編『アカウントティング・プロフェッション論』同文館出版，第 12 章，215–225.
- 友岡賛（2010）『会計士の誕生－プロフェッションとは何か－』税務経理協会.
- Walker, J. M. and M. A. Halloran. (2004) Rewards and Sanctions and the Provision of Public Goods in One-Shot Settings. *Experimental Economics*, 7 : 235–247.
- Weber, Kopelman, and Messick. (2004) A conceptual review of decision making in social dilemmas : Applying a logic of appropriateness. *Personality and Social Psychology Review*, 8(3) : 281–307.
- 渡部幹・森本裕子（2008）「信頼と規範の社会心理学」藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』有斐閣，第 1 部第 2 章，43–66.
- 山岸俊男（1989）「社会的ジレンマ解決の意図せざる結果」『理論と方法』4(1) : 21–37.